証券コード 8739

第36回
定時株主総会
招集ご通知

日 時

2025年6月 6 日(金曜日)
午前10時(受付開始：午前9時)

場 所

東京都品川区北品川四丁目7番36号
東京マリオットホテル
地下1階「ボールルーム ノース」
(末尾の株主総会会場 ご案内図をご参照ください。)

決議事項

第1号議案　剰余金の処分の件
第2号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）２名選任の件
第3号議案　監査等委員である取締役１名選任の件

SPARX
スパークス・グループ株式会社

代表取締役社長
阿部修平

安定的に稼ぐ力である基礎収益は、過去最高をさらに更新

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
当社グループ運用資産残高（AUM）は前期末比0.9%減少となりましたが、期中の平均AUMが増加したことで残高報酬は増加し、安定的に稼ぐ力である基礎収益は、過去最高をさらに更新しております。

伝統的な投資戦略と日本株式ロング・ショート投資戦略、再生可能エネルギー投資戦略やプライベート・エクイティ投資戦略などオルタナティブの投資戦略を併せ持つプラットフォームや残高報酬と成功報酬によるハイブリッド型収益モデルは、世界に誇るべきユニークなものであると思っております。オルタナティブの投資戦略のAUMは過去10年間でみると６倍に成長しています。このプラットフォーム及び収益モデルをスパークスの厚い人財力、投資力を軸に成長させ、さらなる収益力の拡大を図る所存です。
また、特にエネルギーの領域で、北海道においてグリーン水素の製造・貯蔵・輸送・利用までのサプライチェーンを構築する実証事業を開始、加えて蓄電所ビジネスへの投資も実行しております。今後もこのような新しい領域、新しい事業への投資を継続して実践し、ファンドビジネスの拡大に繋げてまいります。

株主の皆様には、今後も一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

株主各位

証券コード 8739
2025年５月19日
（電子提供措置の開始日 2025年５月9日）

東京都港区港南一丁目２番70号
品川シーズンテラス

スパークス・グループ株式会社

代表取締役社長 **阿部　修平**

第36回 定時株主総会招集のご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
当社第36回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
本株主総会の招集に際しては電子提供制度をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第36回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト株主総会ページ（https://www.sparx.jp/ir/meeting/）

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。
東証「上場会社情報」掲載ページ
（https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show）
上記のウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項として掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年６月5日（木曜日）午後５時30分までに以下のいずれかの方法によって議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[インターネット等による議決権の行使]
議決権行使ウェブサイト（https://www.web54.net）にアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って、上記行使期限までに、議案に対する賛否をご入力ください。
なお、インターネット等による議決権行使に際しては、「インターネット等による議決権行使のご案内」（５頁から６頁まで）をご確認くださいますようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権の行使]
議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記行使期限までに到着するようご返送ください。

敬　具

記

1 日　　時	2025年６月6日（金曜日）午前10時（受付開始：午前９時）
2 場　　所	東京都品川区北品川四丁目７番36号 **東京マリオットホテル　地下１階「ボールルーム　ノース」** ※詳細については、末尾の株主総会会場 ご案内図をご参照ください。
3 目的事項	**報告事項**　１．第36期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 ２．第36期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）計算書類の内容報告の件 **決議事項**　第１号議案　剰余金の処分の件 第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）２名選任の件 第３号議案　監査等委員である取締役１名選任の件
4 議決権の行使等についてのご案内	４頁に記載の【議決権の行使についてのご案内】をご参照ください。

以　上

- 当日ご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- 株主様の個人情報を保護するための「個人情報保護シール」を同封いたしましたので、議決権行使書のご返送の際にご使用ください。
- 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をお送りしておりますが、当該書面は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を、作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
  １．事業報告、「企業集団の現況に関する事項」のうち「企業集団の主要な事業セグメント」、「企業集団の主要拠点等」、「主要な借入先及び借入額の状況」、「剰余金の配当等の決定に関する事項」及び「その他企業集団の現況に関する重要な事項」
  ２．事業報告のうち「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
  ３．事業報告のうち「株式会社の支配に関する基本方針に関する事項」
  ４．連結計算書類のうち「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
  ５．計算書類のうち「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証「上場会社情報」掲載ページに修正内容を掲載させていただきますのでご了承ください。インターネット上のウェブサイトの詳細は２頁に記載のとおりです。

議決権の行使についてのご案内

議決権は、以下の３つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。（ご捺印は不要です。）

日 時 **2025年6月 6 日（金曜日）午前10時（受付開始：午前９時）**

場 所 **東京マリオットホテル 地下１階 「ボールルーム ノース」**
(末尾の「株主総会会場 ご案内図」をご参照ください。)

書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 **2025年6月 5 日（木曜日）午後５時30分到着分まで**

インターネットで議決権を行使される場合

パソコン等から議決権行使ウェブサイト（https://www.web54.net）にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。なお、スマートフォンをご利用の方は、議決権行使書用紙に記載されたQRコードを読み取りいただくことでも議決権行使が可能です。

行使期限 **2025年6月 5 日（木曜日）午後５時30分入力完了分まで**

① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。

② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。

③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

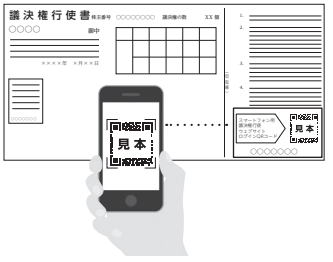

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://www.web54.net**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

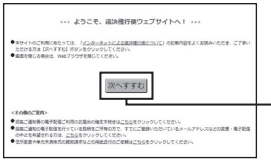

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

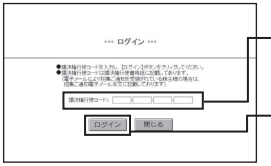

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120－652－031**（フリーダイヤル）
（受付時間　午前9時～午後9時）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

なお、インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1．議決権行使のお取り扱いについて

■インターネット等により議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

■インターネット等による議決権行使は、2025年６月5日（木曜日）の午後５時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

■書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

■議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は株主様のご負担となります。

■書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

2．パスワード及び議決権行使コードのお取り扱いについて

■パスワードは、投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。

■パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

■議決権行使書用紙に記載されている「議決権行使コード」及び「パスワード」は、本総会に限り有効です。

3．パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

■本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル

［電話］０１２０（６５２）０３１(受付時間　午前９時～午後９時)

■その他のご照会は、以下のお問い合わせ先にお願いいたします。

(1) 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

(2) 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行　証券代行部

［電話］０１２０（７８２）０３１(フリーダイヤル 受付時間　土日休日を除く　午前９時～午後５時)

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るとともに、株主の皆様に利益等を還元していくことを重要な経営課題の一つとして位置づけております。株主還元につきましては、中長期的な視点に立ち、安定性・継続性に配慮しつつ、業績動向、財務状況及び還元性向等の他、実施時期や実施方法等を総合的に勘案して行う方針であります。

この方針の下、適切な現預金水準等の財務状況、更なる成長に向けた投資計画、当期実施した自己株式の取得等、キャピタルアロケーションを慎重に検討した結果、当期の期末配当につきましては、主として引き続き安定した財務状況にあること及び基礎収益（※）が増加していること等に鑑み、前期末の普通配当１株あたり66.0円に2.0円を加えた、１株あたり68.0円の普通配当を実施するものであります。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式１株につき金 **68円** 配当総額 **2,791,057,960円**
剰余金の配当が効力を生じる日	2025年６月９日

（※）「基礎収益」とは事業の持続的かつ安定的な基盤となる収益力を示す経営指標であり、その算定方法は以下のとおりです。

基礎収益＝残高報酬（手数料控除後）－経常的経費

「経常的経費」とは①支払手数料全額、②実績賞与等（賞与引当金繰入、賞与に係る法定福利費及びESOP費用を含む）、③役職員に対する退職金等の一時的支払の合計を、営業費用・一般管理費の合計から控除した費用の合計を指しています。

連結計算書類・計算書類上の「営業利益」には一時的・追加的に発生する成功報酬が含まれておりますが、成功報酬は株式市場の動向や実物資産投資の事業進捗状況などによって大きく変動するため、事業の持続的かつ安定的な基盤となる収益力を表す「基礎収益」を、最も重要な経営指標の一つと考えております。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）２名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（１名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、当社グループの持続可能な事業拡大と企業価値向上を実現するべく、取締役（監査等委員である取締役を除く。）を１名増員し、２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

【参考】候補者一覧

候補者番号	氏名	当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	
1	阿部修平（あべしゅうへい）	代表取締役社長　グループCEO　グループCIO スパークス・アセット・マネジメント株式会社　代表取締役社長　CEO	再任
2	峰松洋志（みねまつひろし）	グループ執行役員　グループCFO スパークス・アセット・マネジメント株式会社　取締役 CFO 内部管理統括責任者 SPARX Asia Investment Advisors Limited Director SPARX Asset Management Korea Co.,Ltd. Director 野村スパークス・インベストメント株式会社　社外取締役	新任

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
1 **再任**	あべ　しゅうへい **阿部　修平** （1954年５月10日） 当社における 取締役会への出席状況 17回中17回出席 在任36年	1981年４月　株式会社野村総合研究所入所 1982年４月　野村證券株式会社へ転籍 1985年４月　アベ・キャピタル・リサーチ設立代表取締役就任 1989年６月　当社代表取締役社長就任（現任） 2005年２月　Cosmo Asset Management Co., Ltd.（現 SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.） Director就任 2006年10月　スパークス・アセット・マネジメント株式会社代表取締役社長就任 2008年12月　同社代表取締役会長就任 2009年６月　当社グループCIO就任 2010年４月　スパークス・アセット・マネジメント株式会社CEO就任(現任) 2011年４月　同社代表取締役社長就任（現任） 当社グループCEO就任（現任） 2013年２月　Cosmo Asset Management Co., Ltd.（現 SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.） Director就任 2023年４月　当社グループCIO就任（現任） 社内取締役候補者とした理由 海外の運用業界での豊富な経験をもって当社を設立し、以来36年にわたり当社グループを指揮し、独立系の投資運用会社として確固とした地位を築くとともに、当社グループを成長させてまいりました。当社グループの更なる成長のために、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。なお、当該候補者の選任に際し、当社が特に期待する知見・経験については、13頁「（ご参考）第2、3号議案が原案どおり承認された場合の株主総会後の取締役のスキルマトリックス」をご参照ください。	15,573,720株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
2 新任	峰松（みねまつ）　洋志（ひろし） （1971年9月28日）	1997年11月　朝日アーサーアンダーセン株式会社（現　PwCコンサルティング合同会社）入社 1999年10月　朝日監査法人（現　有限責任あずさ監査法人）へ転籍 2005年７月　スパークス・アセット・マネジメント投信株式会社（現　スパークス・グループ株式会社）入社 2014年４月　スパークス・アセット・トラスト＆マネジメント株式会社取締役就任 2015年２月　スパークス・グリーンエナジー＆テクノロジー株式会社　取締役就任 2016年１月　当社グループ執行役員就任 2016年５月　SPARX Asia Investment Advisors Limited Director就任（現任） 2018年12月　スパークス・AI&テクノロジーズ・インベストメント株式会社（現　スパークス・インベストメント株式会社）取締役就任 2019年４月　当社グループ常務執行役員、グループCFO就任（現任） 2019年６月　SPARX Asset Management Korea Co.,Ltd. Director就任（現任） 2022年４月　当社グループ専務執行役員就任 スパークス・アセット・マネジメント株式会社 専務取締役、CFO就任（現任） 2022年６月　当社専務取締役就任 2023年４月　スパークス・アセット・マネジメント株式会社 取締役就任（現任） 野村スパークス・インベストメント株式会社 社外取締役就任（現任） 2023年６月　当社グループ執行役員就任（現任） 2024年６月　スパークス・アセット・マネジメント株式会社 内部管理統括責任者就任（現任） **社内取締役候補者とした理由** 公認会計士としての高度な知見を有し、当社に入社後は主にコーポレート部門を担当し当社グループの管理部門の強化に大きく貢献してまいりました。今後の当社グループの更なる成長と事業展開のために、またコーポレート・ガバナンスの推進、強化を期待し、取締役候補者として選任をお願いするものであります。なお、当該候補者の選任に際し、当社が特に期待する知見・経験については、13頁「（ご参考）第2、3号議案が原案どおり承認された場合の株主総会後の取締役のスキルマトリックス」をご参照ください。	60,700株

(注) 1．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2．取締役候補者阿部修平氏は、当社の大株主であり親会社等に該当します。
3．取締役候補者阿部修平氏の選任が承認されますと、代表取締役社長、グループCEO、グループCIOへの就任を予定しております。
4．当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の26頁に記載のとおりです。各取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は任期中に更新を予定しております。
5．「所有する当社の普通株式数」は、株主名簿により株式数が確認できる2025年3月末の株数を記載しております。

第３号議案　監査等委員である取締役１名選任の件

監査等委員である取締役５名のうち、森下公江氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。引き続き、安定した監査体制を維持するため、監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

【参考】候補者一覧

氏名	当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	
森下公江（もりした きみえ）	社外取締役（監査等委員） スパークス・アセット・マネジメント株式会社 監査役 アサヒ飲料株式会社 社外取締役 円谷フィールズホールディングス株式会社 社外取締役	再任 社外

	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
再任 **社外**	もりした　きみえ **森下　公江** （1967年8月18日） 当社における 取締役会への出席状況 17回中17回 在任2年	1993年４月　株式会社電通 入社 2001年９月　マッキンゼー・アンド・カンパニー・ジャパン 入社 2003年５月　株式会社電通 入社 2016年10月　Dentsu Aegis Network China（中国グループ）Director of CEO Office就任 2018年７月　株式会社電通　電通イノベーションイニシアティブ　イノベーション・インテリジェンス部　ゼネラル・マネージャー就任 2019年３月　同社　グローバル・ビジネスセンター ネットワーク開発室長兼ネットワーク・ソリューション部　ゼネラル・マネージャー 就任 2019年４月　電通アイソバー株式会社 取締役就任 カラ・ジャパン株式会社 取締役就任 アイプロスペクト・ジャパン株式会社 取締役就任 ビジウム・ジャパン株式会社 取締役就任 2020年１月　Dentsu X Japan株式会社 取締役就任 2021年６月　株式会社良品計画 執行役員就任 2023年６月　当社社外取締役（監査等委員）就任（現任） スパークス・アセット・マネジメント株式会社 監査役就任（現任） 2024年３月　アサヒ飲料株式会社 社外取締役就任（現任） 2024年７月　円谷フィールズホールディングス株式会社 社外取締役就任（現任） **監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要** 国内外を通じた広告業界における豊富なマーケティング業務経験・マネジメント経験、他の業界でのマネジメントとしての経験に基づく幅広い見識を、持続的成長を促し中長期的な企業価値向上を図るという観点から当社の経営に活かしていただくために、監査等委員である当社社外取締役への選任をお願いするものであり、その職務を適切に遂行できると判断しております。なお、当該候補者の選任に際し、当社が特に期待する知見・経験については、13頁「（ご参考）第２、３号議案が原案どおり承認された場合の株主総会後の取締役のスキルマトリックス」をご参照ください。	－株

(注) １．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．森下公江氏は、社外取締役候補者であります。
３．当社は、森下公江氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を、法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結しております。同氏の選任が原案どおり承認された場合には、森下公江氏との間で当該契約を継続する予定であります。
４．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の26頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は任期中に更新を予定しております。
５．森下公江氏の選任が原案どおり承認された場合には、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に引き続き届け出る予定であります。
６．現 社外取締役（監査等委員）である中川俊彦氏、能見公一氏、箱田英子氏及び斉藤麻子氏の任期は2026年に開催予定である第37回定時株主総会終結の時までであります。
７．「所有する当社の普通株式数」は、株主名簿により株式数が確認できる2025年３月末の株数を記載しております。

（ご参考）第２、３号議案が原案どおり承認された場合の株主総会後の取締役のスキルマトリックス

当社の取締役会は、当社グループのビジネス展開において必要となる多様性や国際性などに留意しつつ、企業経営に関する豊富な知識と経験、企業価値向上に寄与する資質・能力、各専門分野に対する深い知見を備えていることなどに加えて、取締役会での多角的で建設的な議論に積極的に参加することのできる、「優れた人間性を有し、これまでの実績や経験等から当社の取締役としてその職務を全うして、当社グループの今後の更なる成長と事業展開に資すると認められる人物」を、取締役候補者として選定する方針です。

また、取締役会全体として、経営の基本方針の策定や特に重要な経営判断の他、取締役及びグループ執行役員の業務執行を適切に監督し、助言を与えることができるよう、知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、当社グループの事業規模等から考える適正規模と多様性のバランスを考慮した構成と致します。

当社の取締役会は、経営戦略に照らして各取締役が備えるべき知見・経験を以下の７項目に特定しております。本招集通知記載の候補者を原案どおり選任いただいた場合、各取締役に対して当社が特に期待する知見・経験を最大３項目選んだ取締役のスキルマトリックスは、以下のとおりとなります。

氏名	地位及び担当	年齢 ※1.	取締役 在任年数	当社が特に期待する知見・経験（最大3つ）						
				経営全般	投資評価・ 分析業務	事業開発・ マーケティング業務	国際 ビジネス	異業種経験	財務・会計	コンプライアンス・法務・リスクマネジメント
阿部 修平	代表取締役社長 グループCEO グループCIO	70歳	36年	○		○	○			
峰松 洋志	取締役 グループCFO	53歳	1年 ※2.	○					○	○
中川 俊彦	社外取締役 監査等委員	73歳	10年 ※3.	○		○		○		
能見 公一	社外取締役 監査等委員	79歳	8年 ※3.	○	○				○	
箱田 英子	社外取締役 監査等委員	67歳	3年	○				○		○
森下 公江	社外取締役 監査等委員	57歳	2年	○			○	○		
斉藤 麻子	社外取締役 監査等委員	57歳	1年	○		○		○		

※1. 年齢は2025年3月末現在。

※2. 峰松洋志氏の在任年数には、過去の取締役としての在任期間（2022年6月から2023年6月まで）1年が含まれております。

※3. 中川俊彦氏及び能見公一氏の在任年数には、監査等委員会設置会社移行前の社外取締役としての在任期間5年及び3年がそれぞれ含まれております。

以上

事業報告（2024年４月１日から2025年３月31日まで）

Ⅰ 企業集団の現況に関する事項

１．事業の経過及びその成果

当連結会計年度の日本株式市場は、利益確定売りや米長期金利上昇懸念、米CPIの上昇、中東情勢の悪化が影響したことから下落して始まりました。日経平均株価は一時37,000円を割り込みましたが、５月には米消費者物価指数や米小売売上高など予想を下回る指標が発表され、金融引き締めの長期化への懸念が後退した結果、米国の主要３株価指数が史上最高値を更新し、日経平均株価も一時39,000円を回復しました。日米の金融政策の動向に注目が集まるなかレンジ内でもみ合いの推移となった後、円安の進行とともに好調な流れが継続し、７月11日には42,000円台まで上昇いたしました。しかしながら、米国消費者物価指数が想定以上に軟化し、米国ハイテク株に利益確定売りが入ったことや為替が円高方向に振れたことなどから、日本株式市場は下落に転じ、７月末の日銀金融政策決定会合での追加利上げが円高を呼び、さらに市場予想を下回った７月の米ISM製造業景気指数で米国景気減速懸念が台頭し円高が一層進行したことで、リスク回避の流れが強まり暴落となりました。その後、為替が落ち着いたことで、日本株式市場も落ち着きを取り戻し、大幅に回復していきました。円安の進行や米国経済の底堅さ、新たに発足した石破政権の経済政策継承方針などを背景に日本株式市場は上昇しましたが、米国の大統領選挙において、トランプ前大統領が掲げる関税強化策への警戒感などから軟調な動きとなる場面もありました。その後は好調な米国の半導体株及びさらなる円安に支えられ、日本株式市場は再び上昇に転じ、年末終値としては最高値を更新しました。しかしながら、年明け後は、2025年3月31日には前日から1,502円下落するなど、トランプ米大統領が突き出す関税政策が生む不況に徐々に身構え始めた結果、日経平均株価は前期末と比べると11.8％下落し35,617.56円で取引を終え、値動きの荒い一年となりました。

このような市場環境のもと、当社グループの当連結会計年度末運用資産残高は、１兆8,720億円（注1）と前期末に比して0.9％減少しました。

事業の持続的かつ安定的な基盤となる収益力を示す指標である基礎収益（注2）は、経常的経費の増加はあるものの、それを上回る残高報酬の増加により、前期比5.9％増の67億22百万円（前期は63億48百万円）となり、過去最高値を更新いたしました。

日本株式を投資対象とする運用戦略は、1兆2,925億円と減少いたしましたが、当年度にいくつかのファンドを設定しており、この3月にもUCITSファンド（注3）市場において初めてとなる日本株式を投資対象とするロング・ショート・ファンドを設定いたしました。EU加盟国のいずれかで認可を得ることで、パスポートのようにEU域内で自由に販売が可能となります。継続して資本コストを上回る資本収益性を達成し、持続的な成長を果たすための抜本的な取り組みを求める東京証券取引所の要請や政府の政策も継続されるなど、日本株に対する投資魅力は高位安定していくと考えております。海外投資家の要望に応え、資金を運用することは、スパークスの強みであり、この運用戦略を運用資産残高増加の飛躍のエンジンにしたいと考えております。

アジア株式を投資対象とするOneAsia運用戦略は、良好なファンド・パフォーマンスが継続しているものの、運用資産残高は1,043億円に減少いたしました。今後アジアが世界をリードする時代が本格的に始まると考えており、東京・香港・韓国のファンドマネジャーがアジア企業への調査などを共同で行うなど、投資アイデアを共有することを続け、良好なファンド・パフォーマンスを実現させております。今後当社グループの成長を牽引する領域であるとの考えは変わっておらず、注力しなければならない最も重要な戦略の一つと考えております。日本株式の運用で培ってきた投資力でこのファンドを大きく成長させ、「アジア株もスパークス」とのSPARXブランドを幅広く認知いただくよう努めております。

再生可能エネルギー発電事業のインフラ資産を主な投資対象とする実物資産の運用戦略は、全国の発電施設への投資を実行しており、再生可能エネルギー投資戦略の運用資産残高は3,021億円の規模となっております。太陽光に加え、風力・バイオマス発電所も運営しておりますが、これに加え蓄電所事業へ参画し、さらに投資対象を広げております。また、北海道苫小牧でグリーン水素の製造・貯蔵・輸送・利用までのサプライチェーンを構築する環境省から委託を受けた実証事業も当年度に開始しております。今後も引き続き再生可能エネルギーファンドのパイオニアとして皆様のご期待にお応えするべく、魅力的な投資商品の提供を行ってまいります。

プライベート・エクイティ投資戦略は、次世代の企業の成長に資する投資を長期的な視点から実践し、投資会社として未来を創造する新たな領域を開拓するため設立した未来創生ファンドを中心に当該運用戦略のAUMは1,729億円となっております。IPO等のイグジット案件も出ており、これまでの投資の成果が、具体的に投資家の皆様へのリターンとして実現し、未来創生ファンドから初の成功報酬を計上しております。また、宇宙開発に関わる人材・技術を支援し、世界と戦える日本初の宇宙企業を育成すること、さらには日本全体の技術革新に貢献することを主たる目的に運用を開始した宇宙フロンティアファンドは投資が進み当年度に２号ファンドをAUM131億円で設立し運用を開始しております。これらのファンドについても質の高い投資を着実に実行し、投資実績を積み上げ、革新的な技術やビジネスモデルで世界をリードする企業を発掘・育成することで未来社会に貢献することを引き続き目指してまいります。加えて、日本モノづくり未来ファンドによるシンニッタン社へのTOB（株式公開買付）を実行しており、2024年1月に実施したIJTT社に続くものとなります。日本モノづくり未来ファンドは2020年に設立し、日本で優れた技術・人材・サービスを持つモノづくり企業に投資し、TPS(トヨタ生産方式)を活用して各社を支援し、適切な経営戦略を展開することで、社会に貢献することを目指したいという理念のもと設立いたしました。良い投資を積み重ね、企業の持続的な成長を通じて日本のモノづくりの発展と人財の育成に貢献し、このような投資領域でも大きな飛躍を目指しております。

当社グループは、上記のとおり再生可能エネルギーを中心とした国内インフラ投資を推進してまいりました。北海道は国内随一の再生可能エネルギーのポテンシャルを持つ、一方でデータセンターや半導体産業の集積を背景に、広大な大地を有効に活用したAIに関する実証・実装の先進地となるポテンシャルも有しております。さらに北海道は豊かな観光資源にも恵まれ、特にニセコ地区は上質なパウダースノーが楽しめることから、世界でも有数のスノーリゾートとして期待が高まっています。このような背景から、美しい自然が楽しめる非日常的な空間に、国内外の富裕層をターゲットとした高級ヴィラを開発することといたしました。これを足掛かりに、投資機会が存在していると考える北海道の潜在的な価値を最大限に引き出す様々な投資商品を開発し、世界中から多くの投資を呼び込むことで、AUMの拡大と新たな投資領域の拡大を目指してまいります。

上記の結果、当連結会計年度における残高報酬（注4）は前期比11.2%増の158億57百万円となりました。成功報酬（注5）は、前期比7.6%減の18億97百万円となり、営業収益は前期比8.9%増の179億61百万円となりました。

営業費用及び一般管理費は、前期比13.5%増の102億44百万円となりました。これは、主に公募投信の運用資産残高増加に伴う支払手数料の増加及び人件費の増加によるものです。

これらの結果、営業利益は前期比3.2%増の77億17百万円、経常利益は為替差益の減少及び投資事業組合運用損の計上等により前期比3.9%減の77億78百万円となりました。また、当社が保有する投資有価証券の一部売却による投資有価証券売却益が前期に比べて減少したこと等により、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比19.4%減の52億52百万円となりました。

（注１）当連結会計年度末（2025年３月末）運用資産残高は速報値であります。
（注２）基礎収益とは、経常的に発生する残高報酬（手数料控除後）の金額から経常的経費を差し引いた金額であり、当社グループの最も重要な経営指標のひとつであります。
（注３）譲渡可能証券の集団投資事業（Undertakings for Collective Investment in Transferable Securities）の略であり、欧州委員会（European Commission）が制定した指令に準拠するファンド
（注４）残高報酬には、日本再生可能エネルギー投資戦略に関連する発電所等の管理報酬を含んでおります。
（注５）成功報酬には、株式運用実績から発生する報酬の他に、日本再生可能エネルギー投資戦略に関連する発電所スキームの組成の対価等として受ける一時的な報酬（アクイジションフィー）及びプライベート・エクイティ投資戦略に関連する出資履行金額を分配累計額が超過する場合に受ける報酬等を含んでおります。

2．資金調達等についての状況

(1) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(3) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(4) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(5) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

3．直前３連結会計年度の財産及び損益の状況

営業収益（単位：百万円）

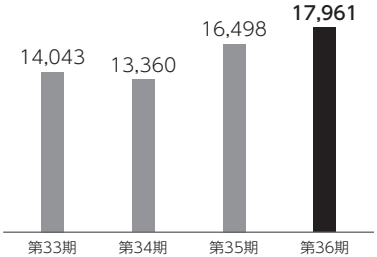

親会社株主に帰属する当期純利益（単位：百万円）

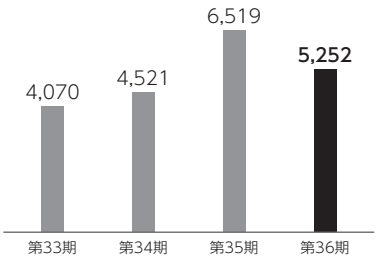

１株当たり当期純利益（単位：円）

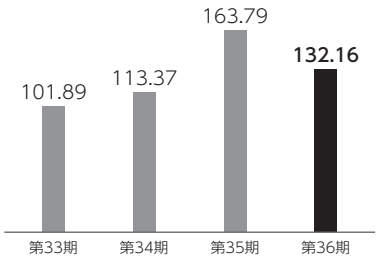

総資産・純資産（単位：百万円）

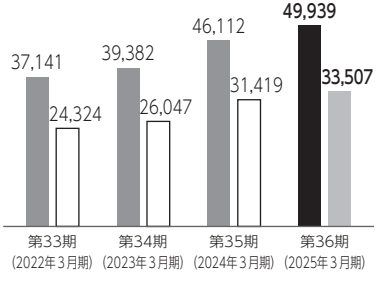

運用資産残高の推移（単位：億円）

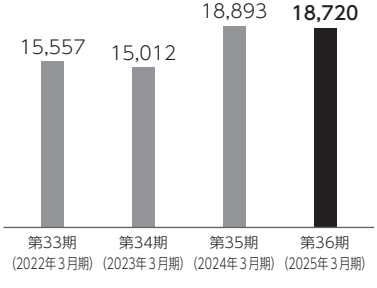

基礎収益（単位：百万円）

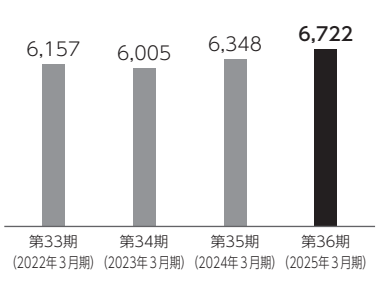

※上記グラフは御参考です。
※基礎収益とは、残高報酬(手数料控除後)の金額から経常的経費を差し引いた金額であり、事業の持続的かつ安定的な基盤となる収益力を示す指標です。

		第33期（2022年３月期）	第34期（2023年３月期）	第35期（2024年３月期）	第36期（当連結会計年度）（2025年３月期）
営業収益	(百万円)	14,043	13,360	16,498	17,961
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	4,070	4,521	6,519	5,252
１株当たり当期純利益	(円)	101.89	113.37	163.79	132.16
総資産	(百万円)	37,141	39,382	46,112	49,939
純資産	(百万円)	24,324	26,047	31,419	33,507

(注１)第36期の財産及び損益の状況につきましては、「１．事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
(注２)2022年10月1日付で普通株式5株につき1株の株式併合を実施いたしました。当該株式併合前の1株当たり当期純利益についても、遡って当該株式併合の影響を考慮した金額を記載しております。

４．対処すべき課題

当連結会計年度のグループ運用資産残高（AUM）は前年度末比0.9%減少して１兆8,720億円（注１）となりましたが、期中平均AUMが前年度比2,379億円増加したことで、残高報酬は前年度比15億99百万円増加して158億57百万円となりました。これに加え、適切にコストコントロールを続けた結果、安定的に稼ぐ力である基礎収益（注２）は前年度に続き過去最高を更新して67億22百万円となりました。スパークスを支える土台は着実に成長し強くなっていると考えております。

来年度についても、当社グループの厚い人財力、投資力によって運用パフォーマンスの質を維持・向上させ、増収増益を目指すとともに、当社グループのパーパスである「（投資を通じて）世界を豊かに、健やかに、そして幸せにする」を実現するため、持続可能な企業価値向上を実現すべく、主として以下の課題に取り組んでまいります。

課題の第一として、2026年３月期までに運用資産残高（AUM）３兆円を達成するため、成長実現のための４本柱（「日本株式」「OneAsia」「実物資産」「プライベート・エクイティ」）をバランスよく強化・拡大していくことで高い収益性を維持し、短期的な市場変動の影響を受けにくい安定性、成長性に優れた事業ポートフォリオの構築を目指します。

→当社グループマテリアリティ「広範な責任投資の実践」に関連（注３）

以下、上記目標に向けた、現在までの進捗状況をご説明いたします。

日本株式投資戦略については、長期厳選投資戦略や中小型投資戦略など概ね目標のAUMに達している投資戦略がある一方、ロング・ショート投資戦略や価値創造投資戦略については目標に対して未達です。しかし、前者については、本年３月に、UCITSファンド市場において初となる日本株式を投資対象とするロング・ショート・ファンドを設定することができました。UCITSファンド（注４）はEU域内で自由に販売が可能であることから、今後、海外機関投資家からの資金流入を見込んでおります。また後者については、非常にチャレンジングな目標を設定していますが、昨年度、大型の国内投資信託を設定することができました。今後は、投資方針に沿ったファンド運営やパフォーマンスの実現に多少の時間が必要となりますが、魅力的な投資を具体的に実践することを通じて、スパークスが強みとしてきた海外機関投資家へのアプローチを再度強化し、AUMを拡大してまいります。

OneAsia投資戦略については、まず①アジア株式投資戦略については、アジアの運用メンバーを東京に結集して投資アイデアを練り、約30億円の自己資金をシードマネーとして新ファンドを立ち上げ、日本株式投資戦略と同様、ボトムアップリサーチによる調査活動をベースとした運用を開始しておりますが、現状では具体的な資金流入に繋げられておりません。今後も、より一層高品質な運用体制の構築に全力で取り組み、アジアの社会変化をとらえて、大きく成長することが見込まれる企業に長期投資することで、スパークスらしいアジア株式投資戦略を日本株式投資戦略と同等、あるいはそれ以上に大きく育てていくことに、諦めずじっくりと取り組んでまいります。一方、②韓国株式投資戦略については、直近３年間でようやく非常に良好なパフォーマンスを達成することができました。良好なパフォーマンスであるが故に、既存の機関投資家から資産配分の見直し（リバランス）目的の解約を受けるなど、現状のAUMは目標に対して未達ですが、日本株式市場と同様に韓国株式市場において今後進展が見込まれるコ

ーポレート・ガバナンス改革に対して、特に海外機関投資家から注目されつつある等、AUM増加の環境は整ったと考えております。

実物資産投資戦略については、市場環境が厳しくなると予想された太陽光発電所の開発から、風力やバイオマスなど引き続き高い投資リターンが見込まれる再生可能エネルギー発電所へと開発の重点を移してまいりました。この結果、概ね目標どおりのAUMに達していることに加えて、固定価格買取制度後を見据えた投資戦略の開発も進めております。具体的には、北海道苫小牧において、グリーン水素（注５）の製造・貯蔵・輸送・利用のサプライチェーンを構築する実証事業を稼働させたほか、蓄電所の開発にも着手し、AUMの増加に貢献し始めております。引き続きエネルギー領域における知見を深め、ファンドビジネス化へ具体的に取り組んでまいります。

プライベート・エクイティ投資戦略については、ロシアのウクライナ侵攻、イスラエルのガザ地区侵攻といった地政学リスクの高まりや、金利上昇、インフレなど市場環境の劇的な変化を受け、より丁寧に投資検討することで、投資実行は当初想定より時間が掛かったことから、全体的に後継ファンドの設立は遅れておりますが、当年度において宇宙フロンティア２号ファンドが131億円で設定され、運用を開始しております。また未来創生３号ファンドについても投資実行が進み、来年度中には未来創生４号ファンドの設定ができるよう計画を開始しております。一方、非常にチャレンジングな目標を設定している日本モノづくり未来ファンドについては、当社においてトラックレコードのない投資戦略であり、ファンド設定から投資実行までに非常に長い時間を要しましたが、2024年１月にTOB（株式公開買付）を実行したIJTT社に続き、本年４月にもシンニッタン社へのTOBを実行することができました。今後は、上場会社の非公開化案件に２件連続して投資実行したという実績を背景に、日本モノづくり未来２号ファンドを早期に設定し、AUMを飛躍的に増加させてまいります。

目標設定からの４年間のAUMの設定・解約状況を分析すると、毎期3,000億円程度の資金流入はありましたが、当社のファンド・パフォーマンスが良好であることによる益出しや、投資家のポートフォリオに占める当社ファンドの比率が相対的に上昇したことによる資産配分の見直し（リバランス）目的の解約等が発生し、結果的に流入額とほぼ同水準の資金が流出しています。本来、どのような状況にあっても、目標に未達の投資戦略を他の投資戦略でカバーする、常に新しい投資家を獲得する等によって、グループ全体のAUMを増加させ、目標を達成する必要があると考えておりますが、結果的にその取り組みは十分なものにはなっておりません。直近の株式市場の不透明さ等を踏まえると、目標である2026年３月末におけるAUM３兆円の達成は、客観的に見れば非常に厳しい状況ですが、まずは過去最高のAUMである２兆241億円を早期に達成し、スパークスらしい取り組みを通じて、持続可能な社会の実現に貢献する新たな投資戦略を生み出し続けることで、達成時期は遅れたとしても引き続きAUM３兆円を目指してまいります。

課題の第二として、次世代を担う人材を育成、登用し、マネジメント層の世代交代を進めてまいります。
→当社グループマテリアリティ「独立系の強みを生かしたガバナンス」に関連（注３）

持続可能な事業拡大と企業価値向上を実現するべく、効率的・効果的な、健全で透明性の高いガバナンスの中核となる次世代を担う人材を選抜、育成し、より強固な経営体制を確立してまいります。その第一歩として、本第36回株主総会において社内取締役を増員しておりますが、中でも次世代のCEO選任は、当社グループにとって引き続き非常に大きな経営課題であることから、取締役会は十分な時間と資源をかけて、この課題に引き続き取り組んでまいります。

具体的には、ビジネスユニットの責任者やファンドマネジャーなど、次世代を担うマネジメントに必要な素養・資質としては、単に高い専門性や豊富な経験を備えるだけではなく、人格・人間力にも優れていること、より具体的には当社グループの行動規範（バリュー）である「ARTSの精神（注６）」を体現できていることが極めて重要と考えております。これらの要件を充たした人材に対して、直接CEOから学ぶ機会を作り、衆目が認める結果を残した者の中から、さらに将来の当社グループの成長を牽引できる資質や能力を備えている者を、次世代のCEOとして登用してまいります。

また、創業時から創業者が大切にしている価値観である、当社グループのパーパス、ビジョン、ミッション、バリューといった企業理念（注７）を、次世代の組織にもしっかりと浸透、引き継いでいくための諸施策を、引き続き講じてまいります。

課題の第三として、当社の競争力の源泉を強化し、中長期的な企業価値向上に資する人的資本を高度化するために必要な諸施策を実行してまいります。

→当社グループマテリアリティ「持続可能で高い収益性とそれらを支える人財」に関連（注３）

日本企業の企業価値に占める無形資産の割合は、一般的に欧米企業に比べて格段に低いとされています。裏を返せば、無形資産の価値を高めることで、企業価値を飛躍的に高める余地が残っているともいえます。無形資産の中で、最も典型的な資産は人的資本であり、特に当社グループのように、有形資産をほとんど有しない企業にとっては、人的資本の重要性は非常に高いと考えます。よって、当社グループらしさをさらに追求しつつ、外部環境の変化にも適応することで、従来にも増して「人的資本」の活用を高度化させてまいります。

具体的には、当社グループのパーパス、ビジョン（＝思想）に共感して集う優秀な人財が、様々な多様性を互いに尊重し、最高のプロフェッショナルとなるべく能力・技術（＝技）の向上に主体的に取り組むだけでなく、思想・技を実現するために必要と考える行動規範（＝所作）を大切にすることで優れた人格形成にも取り組み、全員が一丸となって「もっと良い投資」を実現するために必要な諸施策を実行してまいります。

また、当社グループの競争力の源泉である「①イノベーション力」×「②コミュニケーション力」、すなわち「個々の高い専門性を掛け合わせて組織で戦う」チーム力・組織力を強化してまいります。

具体的には、①アカウンタブルで再現性の高い投資力やユニークな投資アイデア創出力を強化し、②社内に望ましい行動様式を明確化・浸透させるとともに、全社一丸となって投資アイデアを具体的にパッケージング化する力を強化し、③働きやすい環境を整えます。

さらに、これらによって強化されたチーム力・組織力を「イノベーション」創出に活かし、魅力的な投資を社内外に積極的にコミュニケーションしていくことで当社グループの競争力を強化し、企業価値向上を図ってまいります。

（注１）当年度末（2025年３月末）運用資産残高は速報値です。

（注２）「基礎収益」とは事業の持続的かつ安定的な基盤となる収益力を示す経営指標であり、その算定方法は以下のとおりです。

基礎収益＝残高報酬（手数料控除後）－経常的経費

（注３）当社グループのマテリアリティ（重要課題）については、下記ウェブサイトをご参照ください。

https://www.sparx.jp/sustainability/materiality.html

（注４）譲渡可能証券の集団投資事業（Undertakings for Collective Investment in Transferable Securities）の略であり、欧州委員会（European Commission）が制定した指令に準拠したファンドです。

（注５）グリーン水素とは、水を電気分解し、水素と酸素に還元することで生産される水素のことです。この水素を利用し、酸素を大気中に放出することで、環境へ悪影響を与えずに水素を利用することができます。電気分解するためには電気が必要ですが、グリーン水素を作るためのプロセスは、再生可能エネルギーを利用することで二酸化炭素を排出させることなく、水素を製造することができます。

（注６）ARTSの精神

当社グループの行動規範であり、Arigato、Responsiveness、Thoroughness、Sympathyのそれぞれ頭文字をとったものです。

A：共に働く仲間、関係するすべての人に敬愛と感謝の気持ちを持って行動します。

R：変化への最大の対応として俊敏さを大切にし、常にスピーディな対応を徹底します。

T：緻密で丁寧な活動が、革新的な知見を生み出すことを信じ、常に極め続けます。

S：調和と貢献の姿勢でお客様と仲間に接します。謙虚さ、誠実さが、お互いの成長につながると信じ、品格をもって行動します。また、柔軟に多様性を受け入れる広い心を持ち、自由な議論の場を創出します。

（注７）当社グループの企業理念については、下記ウェブサイトをご参照ください。

https://www.sparx.jp/philosophy/

5．重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

名称	主要な事業内容	出資比率（%）
SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.	資産運用業	100.0
スパークス・アセット・マネジメント株式会社	資産運用業	100.0
SPARX Asia Investment Advisors Limited	資産運用業	100.0 (100.0)
スパークス・グリーンエナジー&テクノロジー株式会社	再生可能エネルギーにおける発電事業及びそのコンサルティング	100.0
スパークス・アセット・トラスト&マネジメント株式会社	資産運用業	100.0

(注) 1．出資比率の（ ）内の数値は、間接所有の割合で内数であります。
2．特定完全子会社に該当する子会社はありません。

Ⅱ 株式の状況に関する事項 (2025年３月31日現在)

1．発行可能株式総数　128,800,000株

2．発行済株式の総数　41,705,480株　(自己株式660,510株を含む)

(注) 1．上記自己株式には、株式付与ESOP信託及び役員向け株式交付信託が所有する当社株式1,421,389株を含めておりません。
2．2025年１月６日付で自己株式を消却しており、発行済株式の総数は210,000株減少しております。

3．株主数　9,766名

4．大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
阿部修平	15,573	37.9
株式会社阿部キャピタル	6,074	14.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,739	6.7
HSBC BANK PLC A/C M AND G (ACS) VALUE PARTNERS CHINA EQUITY FUND	1,533	3.7
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,098	2.7
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505025	978	2.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口・７６０９５口）	938	2.3
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505301	842	2.1
光通信株式会社	495	1.2
清水優	370	0.9

(注) 1．当社は、自己株式660,510株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2．上記持株比率算出上、自己株式660,510株は控除しております。

Ⅲ 新株予約権等の状況に関する事項

1．当事業年度末日に当社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

2．当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

Ⅳ 会社役員の状況に関する事項

1．取締役の状況 （2025年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
※取締役社長	阿　部　修　平	グループCEO　グループCIO スパークス・アセット・マネジメント株式会社 代表取締役社長 CEO
取締役（監査等委員）	中　川　俊　彦	スパークス・アセット・マネジメント株式会社 監査役 株式会社オフィス中川 代表取締役 あすか少額短期保険株式会社 社外監査役
取締役（監査等委員）	能　見　公　一	スパークス・アセット・マネジメント株式会社 監査役 株式会社ジェイ・ウィル・コーポレーション 顧問 西本Wismettacホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員） 株式会社アイ・アールジャパンホールディングス 社外取締役（監査等委員）
取締役（監査等委員）	箱　田　英　子	スパークス・アセット・マネジメント株式会社 監査役 プルデンシャル生命保険株式会社 社外取締役 株式会社ダイフク 社外監査役 外苑法律事務所 客員弁護士
取締役（監査等委員）	森　下　公　江	スパークス・アセット・マネジメント株式会社 監査役 アサヒ飲料株式会社 社外取締役 円谷フィールズホールディングス株式会社 社外取締役
取締役（監査等委員）	斉　藤　麻　子	スパークス・アセット・マネジメント株式会社 監査役 株式会社ヤオコー 社外取締役 株式会社サーキュレーション 社外取締役 三菱鉛筆株式会社 社外取締役 株式会社BLOOM 代表取締役

(注) 1．※は代表取締役であります。
2．中川俊彦氏は当社取締役会の議長であります。
3．監査等委員である取締役 中川俊彦氏、能見公一氏、箱田英子氏、森下公江氏及び斉藤麻子氏は社外取締役であります。なお当社は中川俊彦氏、能見公一氏、箱田英子氏、森下公江氏及び斉藤麻子氏を、東京証券取引所の定める独立役員に指定しております。
4．当社は、監査等委員会の職務を内部監査部門が補助し、内部監査部門には常勤の職員（部門長1名、部員1名）を配置し、また監査等委員会の事務局を務めるなど緊密に連携をとることで組織的な監査を実施しているため、常勤の監査等委員を選定しておりません。

2．責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各社外取締役との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各社外取締役が、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

3．役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役、監査役等を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があり、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにしております。また、保険料は全額会社が負担しております。

4．取締役の報酬等の額

イ．当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）　(注)1.	11 (－)	11 (－)	－ (－)	－ (－)	2 (－)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）　(注)2.	49 (49)	49 (49)	－ (－)	－ (－)	6 (6)
合　　計 （うち社外役員）	60 (49)	60 (49)	－ (－)	－ (－)	8 (6)

（注）1. 上記以外に、当事業年度において、社内役員が、役員を兼務する当社子会社から役員として受けた報酬等は67百万円であり、そのうち38百万円は固定報酬、28百万円は業績連動報酬等であります。

2. 上記以外に、当事業年度において、社外役員が、役員を兼務する当社子会社から役員として受けた報酬等は9百万円であり、その全額は固定報酬であります。

ロ．役員報酬等についての株主総会の決議に関する事項

・監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2020年６月９日開催の第31回定時株主総会において、年額1,500百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。なお、当該決議を行った株主総会終了時点（改選後）の取締役（監査等委員を除く）の員数は３名でした。

また、当該報酬限度額とは別に、業績連動型株式報酬の上限額は、2022年６月10日開催の第33回定時株主総会において、2023年３月末日に終了する事業年度から2026年３月末日に終了する事業年度までの４事業年度に対して、合計1,800百万円以内及び１事業年度あたり200,000ポイント以内（１ポイント＝１株）と決議しております。なお、当該決議を行った株主総会終了時点（改選後）の取締役（監査等委員を除く）の員数は４名でした。

・監査等委員会設置会社移行後の監査等委員である取締役の報酬限度額は、2020年６月９日開催の第31回定時株主総会において、年額300百万円以内と決議しております。なお、当該決議を行った株主総会終了時点（改選後）の監査等委員である取締役の員数は３名でした。

ハ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

・方針の決定方法

取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会において議論し、同委員会から答申された結論を尊重して取締役会において決議しております。なお同指名・報酬委員会は、社外取締役を委員長とし、その他の社外取締役及び代表取締役社長を委員として構成されております。委員会の構成員である取締役は、いずれも企業経営者としての経験及び他の上場会社等の社外役員の経験が豊富であること等から、役員報酬に関する深い見識を有しており、建設的な議論が行われております。

・方針の内容の概要

当社は、役員報酬制度をコーポレート・ガバナンスにおける重要事項と位置づけ、当社グループのミッション、ビジョンに共感し、“現地現物”やコミュニケーションの重要性といった価値観を共有し、高い知見・見識を備え、優れた人間性を有する者が、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて動機付けられるよう、また金銭的なモチベーションだけでなく、仕事のやりがい等の非金銭的なモチベーションも強く感じることのできるよう役員報酬制度を構築し、株主総会において決議された報酬枠の範囲内で報酬等を決定しております。

役員報酬の具体的な内容は、(ⅰ)固定報酬、(ⅱ)（短期）業績連動報酬（業績賞与）、(ⅲ)（中長期）業績連動型株式報酬の３つから構成されています。当社グループの主たる事業である投信

投資顧問業は、業績が経済情勢や相場環境によって大きな影響を受けることから、(ⅰ)固定報酬の割合を相対的に低く抑え、逆に(ⅱ)(短期)業績連動報酬(業績賞与)及び(ⅲ)(中長期)業績連動型株式報酬の割合を相対的に高くすることでステークホルダーと利害が一致するよう努めております。具体的には、目標が概ね達成された場合にこの比率が3:7程度になるように報酬制度を設計しています。また、トータルとしての報酬水準は、報酬コンサルタントなど外部の第三者から提供を受けた東証プライム市場上場会社の役員報酬に関するデータや日本に所在する運用会社の役員報酬に関するデータなどを参考にして同業他社に比して魅力的で、優秀な人材を惹きつけるに足る市場競争力ある水準となるように留意しております。

(ⅰ)固定報酬

当社は持株会社であり、当社の取締役に主として期待される役割は、専らグループガバナンスの維持・向上を図るものであることから、当社における報酬額は原則として常勤・非常勤の別、役職に応じた固定報酬額のみとしております。

また、グループの事業子会社役員等を兼務し、グループにおける業務執行にも責任を持つ当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)への報酬等は、グループ全体に対する職責等に応じて各人の報酬等の総額を決定した上で、上述した持株会社である当社における固定報酬額を控除し、残額を兼務する事業子会社において固定報酬等として支給しております。なお、当該固定報酬は、12等分した定額を、毎月金銭にて支給しております。

(ⅱ)(短期)業績連動報酬(業績賞与)

当社グループ業績に関する計数の状況を分析し、さらに株主への還元総額や内部留保額、来期以降の経営環境や経営計画・資金計画、業績見通しなど総合的に勘案した上で、前年度賞与支給実績との比較等から、年度グループ利益の一定割合をグループ全役職員の賞与原資として決定します。併せて、その賞与原資に占める取締役(監査等委員である取締役を除く)に対する賞与配分割合も決定します。

次に、下記当社グループの重要な経営指標の目標と実績を比較する他、グループ業務執行への貢献度合い、個人目標の達成度合い等、役位別担当業務別に評価ウェイトを変え、各取締役(監査等委員である取締役を除く)の評価を定量及び定性の両面から行います。

・効率性:ROE
・安定性:基礎収益力
・収益性:営業利益
・最も基本的な経営指標:AUM純流入額

最後にこの評価に基づき、各取締役（監査等委員である取締役を除く）の業績賞与額を決定し、各取締役（監査等委員である取締役を除く）が兼務する事業子会社において業績賞与を支給します。なお、当該業績賞与は翌年度初めに金銭で支給しております。

(ⅲ)（中長期）業績連動型株式報酬

当社グループの中長期的な成長へのコミットメントをより確実なものとし、また取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にするため、中長期目標の達成度合いおよび個人目標の達成度合いに応じて、当社株式を交付する株式報酬制度を導入しております。なお当該報酬に関する中長期目標や役位別に異なる株式付与マトリックスについても、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会において議論し、同委員会から答申された結論を尊重して取締役会において決議しております。

また当該報酬は、交付する株式数の前提となるポイント数を、株式付与マトリックスに従って連結会計年度末に算出した後、実際の株式交付まで3年間の留保期間を設けており、当該留保期間に、当社グループの各種規則に定める遵守事項及び義務に違反する行為を行ったことが判明した場合、取締役を解任された場合には支給されないこと等から、株主などステークホルダーとの利害が中長期的に一致した報酬であると考えております。なお、代表取締役社長については、すでに保有株式数が一定以上に達していることから、当該報酬の支給対象に含まれておりません。

・当事業年度に係る取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等について、指名・報酬委員会における議論が、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していること、また十分に多角的な検討がなされていること等を確認した上で、指名・報酬委員会の答申を尊重し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

二．監査等委員である取締役の報酬等

当社の監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会において承認された報酬総額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議によって決定しております。

当社は持株会社であり、当社の監査等委員である取締役に主として期待される役割は、専らグループガバナンスの維持・向上を図るものであることから、当社における報酬額は原則として固定報酬額のみとしております。また、グループの事業子会社の監査役を兼務する当社の監査等委員である取締役の報酬等は、持株会社である当社における固定報酬額に加え、兼務する事業子会社における監査役の協議によって決定しております。

5．社外役員に関する事項

(1) 取締役　中川　俊彦

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

スパークス・アセット・マネジメント株式会社 監査役
株式会社オフィス中川 代表取締役
あすか少額短期保険株式会社 社外監査役
スパークス・アセット・マネジメント株式会社は当社の子会社であり、当社は同社より一部管理業務を受託し、また一部業務を委託しております。また、当社と同社以外の重要な兼職先との間には、特別な関係はありません。

② 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、監査等委員である取締役として、金融業界における豊富な経験と見識を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、持続的成長を促し中長期的な企業価値向上を図るため、議案・審議等につき適時適切な発言、助言を行っております。また、取締役会の議長及び指名・報酬委員会の委員長として、当社グループガバナンス全般に対する貢献の他、役員（含む、グループ執行役員）報酬制度・評価制度の設計・運用に関する議論に貢献しております。
また監査等委員として、監査等委員会17回全てに出席し、主として法令遵守及び内部統制システムの確立の観点から行った監査の結果を報告すると共に、意見を述べております。

(2) 取締役　能見　公一

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

スパークス・アセット・マネジメント株式会社 監査役
株式会社ジェイ・ウィル・コーポレーション 顧問
西本Wismettacホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）
株式会社アイ・アールジャパンホールディングス 社外取締役（監査等委員）
スパークス・アセット・マネジメント株式会社は当社の子会社であり、当社は同社より一部管理業務を受託し、また一部業務を委託しております。また、当社と同社以外の重要な兼職先との間には、特別な関係はありません。

② 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、監査等委員である取締役として、金融業界における豊富な経験と見識を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、持続的成長を促し中長期的な

企業価値向上を図るため、議案・審議等につき適時適切な発言、助言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、役員（含む、グループ執行役員）報酬制度・評価制度の設計・運用に関する議論に貢献しております。
また監査等委員として、監査等委員会17回全てに出席し、主として法令遵守及び内部統制システムの確立の観点から行った監査の結果を報告すると共に、意見を述べております。

(3) 取締役　箱田　英子

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

スパークス・アセット・マネジメント株式会社 監査役
プルデンシャル生命保険株式会社 社外取締役
株式会社ダイフク 社外監査役
外苑法律事務所 客員弁護士
スパークス・アセット・マネジメント株式会社は当社の子会社であり、当社は同社より一部管理業務を受託し、また一部業務を委託しております。また、当社と同社以外の重要な兼職先との間には、特別な関係はありません。

② 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

当該事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、監査等委員である取締役として、弁護士としての豊富な経験と見識を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、持続的成長を促し中長期的な企業価値向上を図るため、議案・審議等につき適時適切な発言、助言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、役員（含む、グループ執行役員）報酬制度・評価制度の設計・運用に関する議論に貢献しております。
また監査等委員として、監査等委員会17回全てに出席し、主として法令遵守及び内部統制システムの確立の観点から行った監査の結果を報告すると共に、意見を述べております。

(4) 取締役　森下　公江

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

スパークス・アセット・マネジメント株式会社 監査役
アサヒ飲料株式会社 社外取締役
円谷フィールズホールディングス株式会社 社外取締役
スパークス・アセット・マネジメント株式会社は当社の子会社であり、当社は同社より一部管理業務を受託し、また一部業務を委託しております。また、当社と同社以外の重要な兼職先との間には、特別な関係はありません。

② **会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係**
該当事項はありません。

③ **当事業年度における主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要**
当該事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、監査等委員である取締役として、広告業界における豊富な経験と見識を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、持続的成長を促し中長期的な企業価値向上を図るため、議案・審議等につき適時適切な発言、助言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、役員（含む、グループ執行役員）報酬制度・評価制度の設計・運用に関する議論に貢献しております。
また監査等委員として、監査等委員会17回全てに出席し、主として法令遵守及び内部統制システムの確立の観点から行った監査の結果を報告すると共に、意見を述べております。

(5) 取締役　斉藤　麻子

① **他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係**
スパークス・アセット・マネジメント株式会社 監査役
株式会社ヤオコー 社外取締役
三菱鉛筆株式会社 社外取締役
株式会社サーキュレーション 社外取締役
株式会社BLOOM 代表取締役
スパークス・アセット・マネジメント株式会社は当社の子会社であり、当社は同社より一部管理業務を受託し、また一部業務を委託しております。また、当社と同社以外の重要な兼職先との間には、特別な関係はありません。

② **会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係**
該当事項はありません。

③ **当事業年度における主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要**
2024年６月取締役就任後、当該事業年度に開催された取締役会14回全てに出席し、監査等委員である取締役として、他業界におけるマーケティング及びブランディングの豊富な経験と見識を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、持続的成長を促し中長期的な企業価値向上を図るため、議案・審議等につき適時適切な発言、助言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、役員（含む、グループ執行役員）報酬制度・評価制度の設計・運用に関する議論に貢献しております。
また監査等委員として、2024年6月監査等委員就任後、監査等委員会14回全てに出席し、主として法令遵守及び内部統制システムの確立の観点から行った監査の結果を報告すると共に、意見を述べております。

Ⅴ 会計監査人の状況に関する事項

1．会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2．当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当社が支払うべき公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額　　29百万円

(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　　51百万円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、(1) の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、取締役等及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受けるほか、監査時間数や人員体制などの監査計画の内容、監査の実施状況、監査報酬の推移及び当該事業年度の報酬見積もりの内容を確認した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

3．当社の重要な子会社のうち、SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.及びSPARX Asia Investment Advisors Limitedは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3．会計監査人に対して公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）の対価を支払っているときは、その非監査業務の内容

分別保管に関する内部管理体制検証業務
グローバル投資パフォーマンス基準の検証に係る業務
受託業務に係る内部統制の整備状況の検証業務

4．会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員の全員の同意に基づき、会計監査人を解任することができるものとします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査等委員会に請求し、監査等委員会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

5．会計監査人が現に業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者であるときは、当該処分に係る事項

該当事項はありません。

6．会計監査人が過去２年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項のうち、当社が事業報告の内容とすることが適切であるものと判断した事項

該当事項はありません。

7．会計監査人と当社との間で会社法第427条第１項の契約（責任限定契約）を締結しているときは、当該契約の内容の概要

該当事項はありません。

8．会計監査人と当社との間で会社法第430条の２第１項の契約（補償契約）を締結しているときは、当該契約の内容の概要

該当事項はありません。

9．当事業年度中に辞任した会計監査人又は解任された会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

連結計算書類
連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第36期 2025年３月31日現在
資産の部	
流動資産	**26,631**
現金・預金	21,385
前払費用	456
未収入金	902
未収還付法人税等	9
未収委託者報酬	1,571
未収投資顧問料	1,477
預け金	203
仕掛販売用不動産	577
その他	285
貸倒引当金	△237
固定資産	**23,307**
有形固定資産	**3,389**
建物及び構築物	578
工具、器具及び備品	150
機械装置	623
車両運搬具	4
土地	242
リース資産	1,726
建設仮勘定	63
無形固定資産	**12**
ソフトウエア	12
投資その他の資産	**19,906**
投資有価証券	19,468
差入保証金	181
長期前払費用	145
退職給付に係る資産	13
繰延税金資産	97
資産合計	**49,939**

科目	第36期 2025年３月31日現在
負債の部	
流動負債	**7,988**
短期借入金	2,000
リース債務	1,788
未払手数料	372
未払金	1,777
未払法人税等	1,444
預り金	33
株式給付引当金	99
長期インセンティブ引当金	1
その他	471
固定負債	**8,443**
長期借入金	7,000
株式給付引当金	181
長期インセンティブ引当金	1
繰延税金負債	682
その他	577
特別法上の準備金	**0**
金融商品取引責任準備金	0
負債合計	**16,432**
純資産の部	
株主資本	**30,343**
資本金	**8,587**
資本剰余金	**1,481**
利益剰余金	**23,497**
自己株式	**△3,222**
その他の包括利益累計額	**3,164**
その他有価証券評価差額金	**1,933**
為替換算調整勘定	**1,245**
退職給付に係る調整累計額	**△14**
非支配株主持分	**0**
純資産合計	**33,507**
負債純資産合計	**49,939**

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第36期 自　2024年4月1日 至　2025年3月31日
営業収益	**17,961**
委託者報酬	9,168
投資顧問料	8,013
その他営業収益	779
営業費用及び一般管理費	**10,244**
営業利益	**7,717**
営業外収益	**221**
受取利息	111
受取配当金	26
持分法による投資利益	61
雑収入	21
営業外費用	**159**
支払利息	70
支払手数料	3
為替差損	2
投資事業組合運用損	69
雑損失	13
経常利益	**7,778**
特別利益	**178**
投資有価証券売却益	178
特別損失	**21**
投資有価証券評価損	21
税金等調整前当期純利益	**7,935**
法人税、住民税及び事業税	2,656
法人税等調整額	73
当期純利益	**5,206**
非支配株主に帰属する当期純損失（△）	△45
親会社株主に帰属する当期純利益	**5,252**

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第36期 2025年3月31日現在
資産の部	
流動資産	**7,002**
現金・預金	5,917
未収入金	670
前払費用	110
短期貸付金	300
その他	4
固定資産	**28,295**
有形固定資産	**72**
車両運搬具	4
土地	68
投資その他の資産	**28,223**
投資有価証券	18,602
関係会社株式	7,197
その他の関係会社有価証券	323
長期貸付金	2,000
差入保証金	20
その他	79
資産合計	**35,298**

科目	第36期 2025年3月31日現在
負債の部	
流動負債	**2,802**
短期借入金	2,000
未払金	558
未払法人税等	205
その他	38
固定負債	**8,221**
長期借入金	7,000
繰延税金負債	940
その他	280
負債合計	**11,023**
純資産の部	
株主資本	**22,346**
資本金	**8,587**
資本剰余金	**2,213**
資本準備金	130
その他資本剰余金	2,082
利益剰余金	**14,768**
利益準備金	1,725
その他利益剰余金	13,042
繰越利益剰余金	13,042
自己株式	**△3,222**
評価・換算差額等	**1,928**
その他有価証券評価差額金	**1,928**
純資産合計	**24,275**
負債純資産合計	**35,298**

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第36期 自　2024年4月1日 至　2025年3月31日
営業収益	**3,530**
関係会社業務受託収入	653
投資事業組合管理収入	2,867
その他業務受託収入	9
営業費用及び一般管理費	**3,673**
営業損失（△）	**△142**
営業外収益	**4,518**
受取利息	23
受取配当金	4,446
雑収入	47
営業外費用	**132**
支払利息	68
支払手数料	3
為替差損	2
投資事業組合運用損	56
雑損失	2
経常利益	**4,242**
特別利益	**263**
投資有価証券売却益	178
子会社清算益	84
特別損失	**769**
投資有価証券評価損	21
関係会社株式評価損	747
税引前当期純利益	**3,736**
法人税、住民税及び事業税	225
法人税等調整額	9
当期純利益	**3,501**

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年５月7日

スパークス・グループ株式会社
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　**櫻井雄一郎**
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　**稲葉宏和**

監査意見
　当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、スパークス・グループ株式会社の２０２４年４月１日から２０２５年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スパークス・グループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

•不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
•連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
•経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
•経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
•連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
•連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年５月7日

スパークス・グループ株式会社
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　**櫻井雄一郎**
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　**稲葉宏和**

監査意見

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、スパークス・グループ株式会社の２０２４年４月１日から２０２５年３月３１日までの第３６期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

•不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
•計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
•経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
•経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
•計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2024年４月１日から2025年３月31日までの第36期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

(1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、代表取締役社長・経営幹部との意見交換を行いました。また、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役（及び主要な使用人等）の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

(2) 事業報告に記載されている内部統制システムについて、上記のとおり取締役及び使用人等からその運用及び構築の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、内部監査部門からは、その実施した監査の結果に基づき内部統制に関する評価の報告を受けました。さらに、財務報告に係る内部統制について、取締役等及び会計監査人から、両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。

(3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。尚、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うと共に、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年５月7日

スパークス・グループ株式会社　監査等委員会

監査等委員　**能見公一**　㊞
監査等委員　**中川俊彦**　㊞
監査等委員　**箱田英子**　㊞
監査等委員　**森下公江**　㊞
監査等委員　**斉藤麻子**　㊞

（注）監査等委員能見公一、中川俊彦、箱田英子、森下公江及び斉藤麻子は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会会場 ご案内図

東京都品川区北品川四丁目７番36号
東京マリオットホテル　地下1階　「ボールルーム ノース」

A 品川駅発 シャトルバス時刻表			B 御殿山トラストシティ発 シャトルバス時刻表		
	9時	03　11　19　29　39 49　59		11時	15　35　55
				12時	15　35　55

交通

電車

- JR各線 品川駅 高輪口より…徒歩10分
- 京浜急行 北品川駅より ……徒歩3分

バス

- JR品川駅（高輪口）より会場へのシャトルバス（御殿山トラストシティ行き）も運行されております。

・お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
・車いすでのご来場の方には、会場内に専用スペースを設けております。受付にてご案内いたします。

スパークス・グループ株式会社
https://www.sparx.jp

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

ミックス
紙 | 責任ある森林
管理を支えています
FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK